国立大学法人東京外国語大学大学院 第一種奨学金返還免除候補者推薦細 則

> (平成17年2月16日 規則第2号)

改正 平成 25 年 4 月 24 日大学院総合国際学研究科規則第 1 号

平成31年4月1日規則第110号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程第9条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科(以下「大学院」という。)において第一種奨学金の貸与を受けた者(以下「奨学生」という。)の返還免除候補者推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は、当該年度内に日本学生支援機構大学院第一種奨学金の貸与を終了 した者及び終了予定の者とする。

(推薦方法)

第3条 推薦を受けようとする奨学生は、申請書に必要事項を記入し、必要に応じて添付 書類を付し、指導教員の推薦を得て願い出なければならない。

(推薦基準)

- 第4条 奨学生が、教育研究に関連して次の各号の一に該当し、優れた業績を上げたとき は、推薦することができる。
 - (1) 学位論文その他の研究論文
 - (2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
 - (3) 著書、データベースその他の著作物(前二号に掲げるものを除く。)
 - (4) 授業科目の成績
 - (5) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - (6) 発明
 - (7) スポーツ競技会、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - (8) ボランティア活動その他の社会的貢献の実績

(推薦順位)

第5条 選考委員会は、推薦を受けようとする奨学生の推薦順位を付し、学長は日本学生 支援機構に申請するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、候補者選考の実施に必要な要領は、別に定める。

附則

この細則は、平成17年2月16日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月24日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金返還免除候補者推薦細則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。